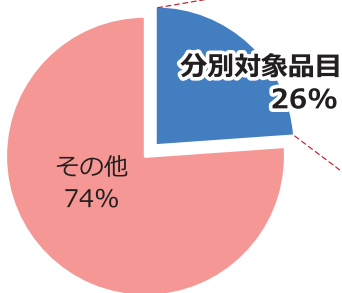


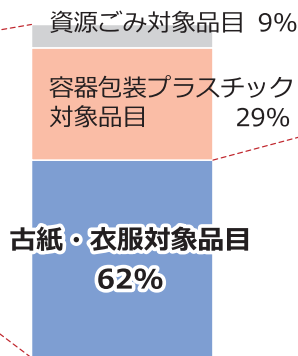
# 古紙・衣類はまだまだ分別ができます

## およそ9万トンの再資源化できるものが焼却されています 令和2年度「家庭系ごみ組成分析調査」から

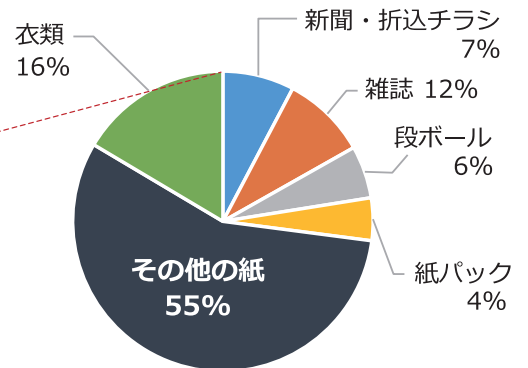
【図1】普通ごみに含まれる分別対象品目の割合



【図2】分別対象品目の内訳



【図3】古紙・衣類対象品目の内訳



令和2年度に実施した「家庭系ごみ組成分析調査」の結果によると、市内で普通ごみとして捨てられたごみの、およそ4分の1（26%）が分別対象品目でした（図1）。令和2年度の普通ごみ量32.6万トンから単純に推計すると、1年間でおよそ9万トンも資源化できるものを焼却処理していることとなります。

また、普通ごみの内訳をみると、古紙・衣類対象品目が62%（推計5.6万トン）も含まれており（図2）、そのうち55%（推計3.1万トン）を「その他の紙」が占めていました（図3）。

### 質の高い分別にご協力を

「その他の紙」として排出されるものの中には、ビニールや金属などリサイクルに支障をきたすものがそのまま捨てられていることもあります。少量でもリサイクルに影響するので、排出をされる際はひと手間かけていただき、質の高い分別にご協力をお願いします。また、古紙は品目ごとに再生用途が異なります（10ページ参照）ので「その他の紙」に紙パックを混ぜて排出したりしないでください。紙パックもそのまま出されると、匂いや汚れなどでリサイクルできなくなるので、必ず切り開いて、洗ってから排出するようにしてください。

「その他の紙」については12ページをご覧ください

### 再資源化のため、排出は決められた方法でお出ください



古紙・衣類の分け方と出し方については、古紙・衣類の分別収集（12ページ参照）をご覧ください。

### 古紙・衣類の持ち去り行為を禁止しています

大阪市では、平成29年4月より古紙・衣類の持ち去り行為及び持ち去られた古紙・衣類の譲受け行為を規制し、平成29年10月からは違反行為者に対し指導等を経たうえで過料を科すほか、氏名等を公表するなど持ち去り行為の根絶に向け厳正に取り組んでいます。

持ち去り行為者を目撃・発見した際には、直接声をかけることは避け、目撃・発見した場所、時間、特徴（車両ナンバー等）などを、お住いの地域を担当する環境事業センター（15ページ参照）までご連絡ください。巡回パトロールや取り締まりに関する貴重な情報又は手掛かりとなりますのでご協力をお願いします。

古紙・衣類の持ち去り行為等禁止ポスター



持ち去り対策のチラシ

